

平成18年5月15日

各位

会社名 ピー・シー・エー株式会社
代表者名 代表取締役社長 大炊良晴
(コード番号 9629 東証第二部)
問合せ先 専務取締役 水谷 学
(TEL. 03 - 5211 - 2711)

定款の(一部)変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、「定款の(一部)変更の件」を平成18年6月23日開催予定の第26回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業展開に備え、目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 当社に「取締役相談役」ならびに「取締役副社長」職を設置できるようにすることに伴う所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

新たに導入された書面取締役会制度規定、取締役・監査役・会計監査人との損害賠償責任一部免除規定、株主総会参考書類等のインターネットでの開示によるみなし提供規定、単元未満株主の権利限定規定等を採用するための所要の変更を行うものであります。

なお、損害賠償責任一部免除規定新設に関しましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。

上記変更に伴い、条数の変更等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 コンピュータソフトウェアの開発および販売 コンピュータソフトウェアの保守サービス コンピュータおよびコンピュータ関連機器、関連品の販売 コンピュータおよびコンピュータ関連機器の保守サービス <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、23,695,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の1単元の株式の数は、500株とする。 2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 コンピュータソフトウェアの開発および販売 コンピュータソフトウェアの保守サービス コンピュータおよびコンピュータ関連機器、関連品の販売 コンピュータおよびコンピュータ関連機器の保守サービス <u>情報通信ネットワークを利用した通信販売事業、ならびに電子商取引事業</u> <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>(機関) 第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、23,695,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、500株とする。 2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(株券) 第8条 当社が発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の再交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の再交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日) 第11条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において、権利を行使することのできる株主とする。 2. 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会 (招集の時期) 第12条(条文省略)</p> <p>(新設) (招集者および議長)</p>	<p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会 (招集の時期) 第13条(現行どおり) (定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 (招集者および議長)</p>

<p><u>第13条</u> 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほかは、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し議長となる。ただし、<u>取締役社長に事故ある時は、会長が、会長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(決議)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p><u>第15条</u> 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほかは、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し議長となる。ただし、<u>取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> 株主は、他の議決権ある株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会の議事は、議事の経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録して、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. <u>株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p><u>第17条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第18条</u> 取締役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第19条</u> 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に、代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p><u>第19条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集者および議長)</p>	<p>(取締役会の招集者および議長)</p>

<p><u>第20条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し議長となる。社長に事故あるときは、<u>会長が、会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第23条</u> 当会社に、会長および社長各1名を、必要に応じて専務取締役および常務取締役各若干名を置き、<u>取締役会の決議により、取締役の中から選任する。</u></p> <p>2. <u>会長および社長は、各自、当社を代表する。</u></p> <p>3. <u>会長および社長のほか取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会の議事は、議事の経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録して、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. <u>取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p><u>第25条</u> 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p><u>第22条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第24条</u> 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第26条</u> 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の数)</p> <p><u>第26条</u> (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第27条</u> 監査役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第28条</u> 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の数)</p> <p><u>第27条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第28条</u> 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第29条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

<p>2.任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第29条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p><u>第30条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議)</p> <p><u>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第32条 監査役会の議事は、議事の経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>2. <u>監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p><u>第33条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2.任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p><u>第31条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第6章 取締役、監査役および会計監査人の責任免除</u></p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p><u>第33条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)、監査役(監査役であった者を含む。)および会計監査人の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外取締役、社外監査役、および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害限度額は、社外取締役、社外監査役については法令が定める金額を限度とし、会計監査人については、5,800万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれが高い額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期日)</p> <p><u>第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期日とする。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p><u>第35条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第35条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>(中間配当)</p>

